



(公印省略)

5 大健国第520号

令和5年 9月12日

小郡三井医師会長 殿

大刀洗町長 中山 哲志
(健康課 国保年金係)

大刀洗町子ども医療費助成制度及び重度障がい者医療費助成制度の助成拡大について

平素より、大刀洗町公費医療費支給制度の運営につきましては、格段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年10月診療分より、大刀洗町では子ども医療費支給制度および重度障がい者医療費支給制度の本人負担額が以下のとおり変更となりますので、お知らせいたします。

つきましては、制度の円滑な実施を図るため、貴会会員への配布と周知にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

大刀洗町公費医療費支給制度の助成拡大について

【子ども医療費支給制度 変更点】※いずれも1医療機関、実施主体ごとの自己負担額

現行			令和5年10月1日以降		
	入院	入院外		入院	入院外
未就学児	なし	なし	未就学児	なし	なし
小・中学生	500 円/日 (月 7 日限度)	1,000 円/月 (限度)	小学生～18 歳年度末	500 円/日 (月 7 日限度)	1,000 円/月 (限度)
高校生	助成対象外	助成対象外			

【重度障がい者医療費支給制度 変更点】※いずれも1医療機関、実施主体ごとの自己負担額

現行			令和5年10月1日以降		
	入院	入院外		入院	入院外
中学生まで	【一般】500 円/日 【低所得】300 円/日 (月 7 日限度)	500 円/月 (限度)	18 歳年度末まで	【一般】500 円/日 【低所得】300 円/日 (月 7 日限度)	500 円/月 (限度)
高校生以上	【一般】500 円/日 【低所得】300 円/日 (月 20 日限度)	500 円/月 (限度)	上記以外	【一般】500 円/日 【低所得】300 円/日 (月 20 日限度)	500 円/月 (限度)
精神入院	中学生まで対象		精神入院	18 歳年度末まで対象	

※「低所得」：市町村民税非課税世帯の受給者

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎